

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	688	雇用・労働	都道府県	大阪府、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等については、移管を先行実施する。	【現状・支障事例】 本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKAしごとフィールド」を設置し、ハローワーク大阪東の分室と一体的実施に取り組んでいる。具体的には、大阪労働力の協力を得ながら、前の受託事業者によるきめ細かなカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を含めた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に関し地方自治体が責任を負うことができず、また、府内各地域での展開ができていないため、地方が自らの判断と責任で各地域の諸課題に取り組もうとする地方分権改革の観点からは不十分。 【制度改正の必要性】 今後、生活困窮者自立支援法の施行により、市町村とハローワークとの一体的な就労支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県にハローワークを移管すべきである。 【閣議決定を踏まえた必要性】 国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組などが進められていることは理解しているが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が進む中で若者と魅力ある中小企業とのマッチングを急いで促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
26年	762	雇用・労働	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	ハローワークの都道府県への移管	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	【提案による効果】 ①身近な場所での必要な支援の提供 ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細いサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能 ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本位のトータルな支援が可能 ・交通至便地や身近な施設にサテライトを設置し、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能 ・インターネット等を活用した求人、求職情報へのアクセス環境の整備による利便性の向上 ②企業支援と雇用政策の一体化 ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能 ③学校教育との連携の強化 ・学校との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年就労の改善が可能 ④行政改革の推進 ・省庁の縦割りがなくなったため、首長の判断で部局の枠を超えた弾力的な人員配置が可能 ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口に迅速・確実に応じることが可能 ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上 【国が指摘する問題点への回答】 ・地方移管しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。 ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き続き管理を行うなどにより維持することが可能になる。 ・全国一斉の雇用対策の視点については、国が一貫性を保持すべき点は法令等で基準を定めればよく、地方移管により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
26年	944	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号ほか	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	【制度改正の必要性】 利用者にとって確固たる行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策と一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①雇用保険の財政責任と運営主体の不一致については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めている。国・都道府県間の連携が重要であるため、両者の分離による支給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険料は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点が多い。 ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・助言、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
26年	464	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	【調整結果】 【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	945	雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲	【仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも】 都道府県が設置するふるさとハローワークにおいて雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができません。該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに向かわねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本末機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要であり、移譲を強く希望する。	4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	149	雇用・労働	都道府県	鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができません。該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに向かわねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要である。 【支障事例】 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 【効果】 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本末機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	466	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の支給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとしたうえで、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9) 雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
26年	490	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、第103条、第109条、第111条、第115条	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができる都道府県に権限を移譲すべきである。 現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	
26年	462	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	職業紹介事業と雇用保険関連事業は現在一体的に行われており、職業紹介業務と併せて移管することが望ましい。雇用失業情勢や事業所開放に係る情報等地域の産業の実情を把握している都道府県により、適切に実行されるべきである。	
26年	463	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	雇用保険に関する事務を都道府県に移管した場合は、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に際しても、地方が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことにより、その履行を確実に確保できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	493	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1号附則第17条の3	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育児・介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な支援策を示すことができるようになる。本県では、県が認証した事業者が融資における優遇措置や入札における加算評価を受けることができるが、両立支援の助成金事務を移管されれば、事業主にこれとセットで周知することができる。二重行政を防ぐこととなる。 なお、支給条件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	
26年	483	雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第3条、第4条	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分に上がっている。従来から、労働組合を介さない個別紛争については、都道府県(労政所管課が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。 その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストの削減が可能である。 また、都道府県が事業所等での労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との連携を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題をとり上げ各種施策に生かすことも可能となる。さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。	4【厚生労働省】 (16) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112) 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。
26年	547	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第29条	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一律に規定されており、地域における必要性の有無に問わず求められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。 なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を求めるものである。	6【厚生労働省】 (2) 食品衛生法(昭22法233) 食品衛生検査施設の設備に関する基準(施行規則36条1項2号)については、従うべき基準として備える必要がある機械及び器具の例示をしているものであって、これらの機械等の機能と同等以上の機能を有するものを地域の実情に応じて備えることができることについて、地方公共団体に周知する。
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。 現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が顕在化してから後述)で状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所等での都道府県の区域のみがある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	450	環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの責任を負うことになる。併せて留意点として、そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。	
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4【厚生労働省】 (15)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事業者が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (15)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	4【厚生労働省】 (13)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができない対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場、事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【厚生労働省】 (10)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)【再掲】 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性(都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	116	その他	一般市	三豊市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成の年4月17日会発第041700号)	補助金返還要件の緩和(各府庁の財産処分承認基準)	現在、施設の売却等の財産処分にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び所管行政庁の財産処分承認基準により、補助金の返還が余儀なくされている。多くの遊休化・老朽化した施設の有効活用を検討している中で、それが弊害となり、民間への売却等に際し、契約交渉の過程において不利になるため、財産処分承認基準を見直し、有償譲渡や有償貸付の場合であっても、補助金返還を求めず、事務処理の簡素化を図ってほしい。	【制度改正の経緯】 全国の多くの自治体は、平成の合併後、約10年が過ぎようとしており、合併に伴う施設管理の増大増大化や更新費用の問題が喫緊の課題となっている。しかしながら、各所管省庁の「補助金等に係る財産処分基準」により補助金返還が余儀なくされており、施設運用計画にも大きく影響を及ぼしている。 【支障事例及び解消策】 事例として、今年度、市では厚生労働省所管の施設である「三豊市豊中町南福祉ふれあいセンター」の有償譲渡を行う予定だが、鉄骨建造物であれば処分制限期間が47年ということになっており、老朽化建造物であっても残存予定され、期間相応分の補助金が返還請求されることとなる。企業や自治会などへの売却活用にあたっては、価格交渉において補助金返還額も考慮しなければならず、市町村が公共施設再配置計画に基づき、施設の統廃合等の検討を進めるにあたり、財産処分基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分が弊害となり、契約交渉において不利になっている。 【制度改正の必要性】 三豊市では、議会特別委員会での協議やパブリックコメントを経て、平成25年6月に公共施設再配置計画を策定し、将来維持できる施設の試算や目標数値、公共施設のあり方や方向性について定めた。 厚生労働省の基準の中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分は、全ての場合にあてはめるのではなく、市町村がその計画をもとに適正であると判断して行う財産処分については、地域の特色や自主性を発揮した地域づくりにつながり、地方分権の一步になると考えられるため、目的外にはあたらす、特例として国庫納付を求めない旨の改正を求める。	
26年	341	その他	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)	水道資産の有効活用が期待されている。地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫納付に関する条件を付さず承認することができ、有償譲渡に係る国庫補助金返還免除を有償譲渡についても適用できるようにする。	地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫納付に関する条件を付さず承認することができ、有償譲渡に係る国庫補助金の返還が必要となっていない。このため、水利権を譲渡する県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することになり、市町村は新たに国庫補助金の申請手続きが必要になる。 【改正の必要性】 県営水道が水源の不足する市町村に有償で水利権を分譲譲渡しても、国や県に返還額を支払うのみで、不当利得は一切ないことから、「国庫納付を求めない財産処分」に相当すると考える。県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権の譲渡先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要であり、市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が実現することにより、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化をスムーズに進めることが可能となる。		
26年	900	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県は、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。	
26年	901	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法35条第3項、第40条次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。	
26年	902	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事業費等(国庫負担)補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実情に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	903	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット 支援対策等事業 費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	904	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	地域生活支援 事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	905	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者自立 支援給付費国庫 負担金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
26年	906	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事 業費国庫負担 (補助)金交付 要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	
26年	907	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害児施設措 置費(給付費 国庫負担金 交付要綱)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	908	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険事業費 保険事業費 交付金	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。	
26年	909	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	紹介予定派遣 活用型正社員 就労応援事業 実施要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就労応援事業(通称「若者キャリア応援制度」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。 新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。 特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。	
26年	910	その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	両立支援等助 成金支給要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同種の事業を県もやっているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	4【厚生労働省】 (18)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、国と都道府県との連携を促進する。
26年	455	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農 林水産省	A 権限移譲	中小企業等協 同組合法施行 令第34条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一した対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、またる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	4【農林水産省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管) 事業協同組合に係る認可等の事務・権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。
26年	595	土木・建築	都道府県	京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	土地改良法第 96条の4が準用 する同法第52 条、第53条の4	市町村営ほ場整備 事業(区画整理) の手続きにおい て、換地計画の 府知事の認可を 廃止し、事後報 告とする	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村営ほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可が必要となる。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条第4号 植物防疫法第6条第9号 感染症予防法第38条、第40条	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の入入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定業務と、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【農林水産省】 (2)植物防疫法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法166)国際ビジネス機の入入に伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、他の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。
26年	131	土地利用(農地除く)	都道府県	岩手県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定の解除権限を都道府県知事への移譲	国有所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定(重要流域の1号～3号保安林以外の保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 知事権限(森林法第26条の2)で解除できる国有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。国有林野庁以外で国有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うに当たり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。 【現行制度の事務の流れ】 ①知事権限の場合 「申請→県で審査・県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→一直近の県報発行日に県が確定告示」 ②大臣権限の場合 「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出一県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。(本県の事例数、H24 4件、H25 2件、H26 2件、計8件。) 【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヶ月程度手続きが短縮となる。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
26年	228	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、国有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第26条の2により、国有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い国有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には国有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。 また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
26年	613	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第34条第2項	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採掘は不要とする。	【支障・制度改正の必要性】 森林法第34条第2項、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を摘採し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業者の負担が多大なものになっている。そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。	
26年	971-1	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	市町村が施行者となる公益的な事業の場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)	一の市町村内で完結する国有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに加え、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」と明確化する。地方公共団体を通じて当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に行うとする。	6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」と明確化する。地方公共団体を通じて当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に行うとする。



年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	971-2	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一、市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める措置の具体的内容】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一、市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置づけられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく「許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一、市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月を追加するなどの措置を講じる。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項)については、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。	
26年	625	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林・林業再生基金づくり交付金実施要綱第2の2	国補助事業(森林・林業再生基金づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基金づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和すること	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。さらには、全国的な木材需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地対馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工木ダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁となっている。 【制度改正の必要性等】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強い木材生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。	
26年	926	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	分林林契約適正化事業実施要領	都道府県を介さない国補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づき交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分林林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本県においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第9条第8項、第9項	突発的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係都局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっていない国との連絡調整通知は廃止すること。	6【農林水産省】 (11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局長、昭63通商産業省自治地公署局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
26年	73	農地・農業	都道府県	山梨県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条及び第5条 (平成24年3月28日付付(23農振第2508号)農水省通知)農水省通知、平成25年3月31日付(24農振第2657号)農水省通知	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年以上には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が継続し設置を可能とする。	【国の方針】 平成24年3月28日付(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。 一方、本地については、平成25年3月31日付(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じ一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。 【農業者の意見】 法面に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。また、防草シート代わりのシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかと意見がある。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (v)太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	134	農地・農業	施行時特別市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した「農林水産事務次官通知」農地法関係事務に係る処理基準(平成12年6月1日付12機改B第404号)	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた。農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	<p>&lt;概要&gt; 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の過半を占めること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。</p> <p>&lt;支障事例・必要性&gt; 大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農業が安定経営のため法人化し事業を行う場合、農業生産だけでは総合的な多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。</p> <p>&lt;効果&gt; 中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である高齢老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除害などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのよう、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考えられる。</p>	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (1)農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業(2条3項1号)については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	596	農地・農業	都道府県	京都府	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き賃借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	<p>【制度改正の内容】 大規模資本企業の農業参入を受け入れるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き賃借関係による権利取得する場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがないこと」を許可要件とする。)</p> <p>【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用促進に向けた取り組みを推進しているが、農家研修等によりある程度の農業技術を獲得した者が、農村で空き家と規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。</p> <p>【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃借借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。</p>	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (iv)農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。
26年	712	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地法第3条第1項第5号、農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	園または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農学大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えると、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (ii)農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は転売が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。
26年	76	農地・農業	中核市	松山市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱別紙1 第4助成措置(1) 第1の1関係(1)	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。腐敗した土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間が必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しにくく、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同様に躊躇を以てした農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものとする。したがって、5年間という期間は、同対策実施要綱で、再生した農地において6年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	
26年	627	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な土壌改良の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。	<p>【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。しかし、雑草や半農、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一體的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組みない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体的に整備する小面積においては、原野等についても当該交付金の支援対象としていただくよう、要件緩和を要望する。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	754	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先事務手続きの簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	【現行】耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続きが煩雑であるため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【主な効果】耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町村が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができ、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	
26年	911	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づき交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、「通商関係・財産権を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度」とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	
26年	111	農地・農業	指定都市	仙台市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場法第9条、第11条卸売市場法施行令第7条	中央卸売市場業務にかかると業務規程にあっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可を要する事項につき事後報告とすること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかると業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に伴い、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせしていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出すべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買取引書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 【制度改革の必要性】消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせしていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 【類似事例】一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としない。	6【農林水産省】(10)卸売市場法(昭46法35)中央卸売市場業務規程の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規程等で定めることができること、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食品流通局)の改正に合わせて、地方公共団体に通知する。
26年	166	農地・農業	都道府県	鳥取県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	学校給食用牛乳供給対策要綱第2条	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようとする。	学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。また、学校給食用牛乳供給対策要綱第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。しかしながら、当県では、県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の実現に向けた県産品振興施策を制定するとともに、地域地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。については、県内に県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見直しも合わせて適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。	6【農林水産省】(17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に資する功成の対象となり得ることを、地方公共団体に周知する。
26年	182	農地・農業	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したのとなっている。国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増大が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	6【農林水産省】(20)農山漁村地域整備交付金現行の畜産畜舎整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平17法18)のつとより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、畜産公共事業(平成21年度で終了)に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されなかったこと、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	293	農地・農業	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業協同組合法第72条の8第1項	農事組合法人の 事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出资比例に応じる株式会社よりも組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	6【農林水産省】 (1)農業協同組合法(昭22法132) 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができることとされており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランも行うことができることを、都道府県に通知する。
26年	327	農地・農業	都道府県	大分県、長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	野菜生産出荷 安定法施行規則第2条	野菜価格安定対 策事業における共同 出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	【改正の必要性】 国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。 特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が重要である。 一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。 (現行要件)共同出荷2/3以上 → (改定案)廃止	
26年	858	農地・農業	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	野菜生産出荷 安定法施行規則第2条	野菜価格安定対 策事業における共同 出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が厳格に定められている。県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地であったが、26年度には17産地と大幅に減少しており、さらに、さいとみ、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回る回が懸念される。 国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	
26年	611	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	野菜生産出荷 安定法施行令第1条	野菜生産出荷安定 法施行令の対象 出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	
26年	393	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	新規就農・経営 継承総合支援 事業実施要綱	農業青年給付金の 年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的取り組みしている。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、雇的就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。 このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要する。 なお、青年就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資がされる制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】	
26年	641	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	新規就農・経営 継承総合支援 事業実施要綱	青年就農給付金の 要件緩和	青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口増対策が必要である。また、資材の購入や産物の出荷等に係るコストが本土地域と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けると、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求めるとなっており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就農のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	420	農地・農業	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。当該許可権限は、都道府県の事務処理特別条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特別条例による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日)地方分限において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村(長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、
26年	716	農地・農業	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	【支障事例】 農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集約化又は効率的に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 都道府県知事との協議、同意をなくすることで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。	
26年	750	農地・農業	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第6条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に則した要件が適用されるものと考えている。 このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	877	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農除排水の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	
26年	431	農地・農業	町	立山町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正の必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	6【農林水産省】 (19)鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱については、侵入防止措置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。
26年	609	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱別表1の1のメニューの欄の4	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営業に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要綱には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)」について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐震性ハウス並みであること、との指導を受けている。しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐震性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。 【支障事例】 長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐震性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等が必要であり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを超えて作付けする等の理由により、低コスト耐震性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。	
26年	618	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。 【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
26年	619	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和とすることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 【制度改正の必要性】 離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。	
26年	859	農地・農業	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない、1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助となる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	
26年	621	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	【支障事例】 中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を行う上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない 【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を行うこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進されると考える。	
26年	643	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐熱性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	6【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業 畜舎の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心的な畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の新設により、新たに助成対象とする。
26年	620	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57年401号農林水産事務次官(依命通知)等	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57年401号農林水産事務次官(依命通知)等	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57年401号農林水産事務次官(依命通知)等)において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。 このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	6【農林水産省】 (26)農業機械の導入に係る支援施策に関する事務 農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見や地域の圃場条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らし必要な措置について検討を進める。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	642	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱	経営転換協力金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力金の交付対象外となっている。農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中継管理基地の発生利用の推進ができない。本県の健全 経営農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみならず遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	
26年	696	農地・農業	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とされたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。収穫量が全国でも上位を占めるシュンギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。 【制度改正の必要性】 一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。なかでも、農地保全の有効な方策として農地賃借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による賃借が法令上認められていない。これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。	6【農林水産省】 (28)都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産省・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。
26年	719	農地・農業	都道府県	徳島県、兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	
26年	727	農地・農業	都道府県	徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	
26年	736	農地・農業	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)	たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。また、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増大が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	6【農林水産省】 (18)たい肥倉等建築コストガイドライン たい肥倉等建築コストガイドラインについては、たい肥倉等整備をめぐり情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。



年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	753	農地・農業	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な視点を有する都道府県が関与することとなるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。	
26年	817	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会法第7条～第17条	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会による選任者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができることと、より実務的に機能する者を選任することができる。	6【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会議長・団体の推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募を行うことができることとする。
26年	920	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止緊急捕獲等対応事業推進交付金交付要綱	都道府県を介さない国庫補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対応事業推進交付金に於いて、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	
26年	921	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱	都道府県を介さない国庫補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。	
26年	924	農地・農業	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地活性化総合対策事業実施要綱	都道府県を介さない国庫補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)において、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち産地活性化イノベーション推進事業に於いて、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	738	環境・衛生	中核市	豊田市	環境省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による被害の防止に関する法律第11条及び第18条 同法施行令第22条、施行規則第23条～第27条	特定外来生物の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の簡略化 主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	6【農林水産省】 (14)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号(環境省と共管)) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、発生しないことが確実であつて処分を目的として移動させる行為は、禁止されない運搬行為に該当しないとする見直しを行う。
26年	10	土木・建築	一般市	新見市	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増した財産の処分等の承認基準等について(平成20年5月23日)令第35号農林水産省大臣官房経理課長(通達)第4条	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承り口承認書の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをしている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済み水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となること予想される。 当該畑地に灌漑施設や農業加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きによる制度改正を行うことを要する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものを見直すことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要する。	
26年	170	土木・建築	都道府県	鳥取県、京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	*会計法第48条 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後に地方農政局が財務局に繰越承認申請を行う段階の手続が必要で、繰越の承認まで約3～4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越承認申請するまで繰越承認日の見直しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要する期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	6【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(翌償)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。
26年	949	土木・建築	知事会	中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	*会計法第48条 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後に地方農政局が財務局に繰越承認申請を行う段階の手続が必要で、繰越の承認まで約3～4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越承認申請するまで繰越承認日の見直しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要する期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	【再掲】 6【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(翌償)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。	
26年	608	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	平成21年3月27日20水港第18号水産庁長官官水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について	水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であつて20%以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となるが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の詳細延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てからの補助金申請となり、その手続きに早くとも2～3ヶ月を要することから、工事の着手が遅れ、完了も遅れることとなる。 平成25年度は、計画変更申請を行ったものが6件あり、うち2件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。 ①用地舗装面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所では、計画変更手続きに3ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。 ②防波工字コンクリート延長が120mから95mになった箇所においても計画変更手続きが必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の増」とした。	6【農林水産省】 (18)水産物供給基盤整備事業 事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認については、計画変更手続が円滑に進むよう、承認申請に当たって特に留意すべき事項などに関して、地方公共団体に改めて情報提供を行う。		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	612	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかわる採択要件の一部(水田要件)の撤廃	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかわる採択要件の一部(水田要件)の撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	【支障事例】 農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限っては「10ha以上」と緩和した「中山間地域型」が新たに創設されている。 長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積20ha以上を確保できない場合もあることから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限が争っており、細地帯においては、従来どおり20ha以上ととなっている。 【制度改正の必要性】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている細地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、細地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。	6【農林水産省】 (23)農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしている旨を、地方公共団体に周知する。
26年	623	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「農業競争力強化基盤整備事業水利施設整備事業(排水対策特別型)」 「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)」 同上要綱・要領	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積については特例の場合を除き排水対策整備が出来る。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 排水対策特別事業は、水田を対象として転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業であります。現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続される末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってしまいます。 排水対策事業により基幹排水施設を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地域においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのはいかと考えます。 事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間までしか排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	
26年	615	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林野庁長官通達16林整治第2317号	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	【支障・制度改正の必要性】 現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多くなっており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか。 (例:現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ20ha以上となっている。)具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の高層補給事業にのぞき根拠地であるを有った地区は五島地区高層、対馬地区1箇所となる。また、県における予算増量の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1/2まで引き下げを希望する。	
26年	622	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	かんがい排水事業便覧P342第3章質疑応答(6)通達 昭和48年2月8日構成B第193号土地改良法の一部を改正する法律の運用について(昭和48年)月8日48補改B第192号農林事務次官)第21(3)エ	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による農業用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。 しかしながら、かん排水事業は土地に着目したかんがい用水の使用に限定されているのに対し、畑地帯総合整備事業では農業用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排水事業を原動力として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑地帯総合整備事業を創設したの後の、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑地帯と同じように農業用水への利用が可能とされたことと関係があります。 かんがい排水事業で建設したダムは、畑地帯総合整備事業で建設したダムと同様に農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの農業用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農耕地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなど高層なインフラ整備を行った農業用ダムの有効な活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの農業用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。	6【農林水産省】 (22)農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業) かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、農業用水と補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知する。
26年	644	土木・建築	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年)月8日48補改B第192号農林事務次官)第21(3)エ	土地改良事業に法第8条第5項)の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて(中略)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」の規模は、推定区域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	【支障事例】 中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意向に沿えない場合がある。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。 【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込めないを判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるような要件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。	6【農林水産省】 (16)農業生産基盤整備事業(区画整理事業) 区画整理と区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成との工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	695	土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業基盤整備 促進事業実施 要綱 第3 事業 の実施区域	都市部における小 規模集団農地の 生産基盤整備に 係る支援	農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備を併しめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。	【制度改正の経緯】 近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街地調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営業者が地域の協力の下にしっかりと保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。 【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団の農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団の農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農業農用地は4,633haと1/3程度である。 【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制事項は定めていないが、市街地調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,600haを種庫対象として生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律適正化法」第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条(財産処分制限)等遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。	
26年	97	その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する 規制緩和	沿岸漁業改善 資金助成法第1 条、同法施行 令第6条	沿岸漁業改善資 金に係る支払猶 予措置等の適用 等の条件の緩和	沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により連約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、連約金の支払いを減免することができる」旨の規定を追加する。 同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。	沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人において一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。 また、沿岸漁業改善資金助成法第11条において定める連約金の率は年12.25%と高率で、漁業者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等の措置はあるものの、適用は極めて限定された。近年の厳しい漁業経営環境には対応できない状態である。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や連約金徴収の状況などに応じた連約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。 本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続く、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金により元本を返済したが、連約金については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。 今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また連約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。	
26年	98	その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する 規制緩和	強い水産業 づくり交付金費用 ・便益分析要領	産地水産業強化 支援事業における 施設の改築に係る 便益の算定方法 (強い水産業づくり 交付金費用・便益 分析要領)の見直し	「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。 同要領に「『改築』について、費用対効果(B/C≧1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。 本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果(B/C≧1)を満たすことが極めて困難である。 一昨年、カキ養殖業が盛んな漁協において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設による力降揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。 これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。 よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。 今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。	6【農林水産省】 (21)産地水産業強化支援事業 「強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領」(平22水産庁政部、漁港漁場整備部)において、従前より既存施設全てを取り壊しの上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。
26年	378	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	水産多面的機能 発揮対策事業 交付金要綱	水産多面的機能 発揮対策交付金 事業の制度及び 手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること、併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、漁場の状況や現地の事情に応じた「オーダー」な活動が必要であり、特に産地対策のために必要な作業は3～6月に時期を集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要綱等に「産地活性化総合対策事業実施要領(22生産第10890号平成23年4月1日付生産局長通知)」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。 国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所要見込額を4月中に払い、いただきたい。 【長崎県における支障事例】 ①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で産場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、適期を過ぎてしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。 ②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用肥料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。	6【農林水産省】 (24)水産多面的機能発揮対策交付金 事業の速やかな実施を行う観点から、毎年度可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	379	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金融通通法施行令第2条	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金融通通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.0%を占めるなど、法定耐用年数を超過して稼働している。 本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金融通通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金融通通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	6【農林水産省】 (8)漁業近代化資金融通通法(昭44法52) 漁船の建造等に必要資金の償還期限の上限(施行令第2条)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。
26年	818	その他	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた漁種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとなっているため、改めて協議する必要はないものと考えられる。	
26年	607	その他	都道府県	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	漁船法施行規則第14条第1項	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録・変更・抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。 漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「総噸の捕獲・混獲・産獲等の実態調査」では総噸毎捕獲、混獲、産獲等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を毎月報告しなくても、年1回報告で問題ないと考えられる。また、漁船登録副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考える。 【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	6【農林水産省】 (2)漁船法(昭25法178) 漁船の登録等の報告書の提出(施行規則14条1項)については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出(同項)については、廃止する。
26年	927	その他	都道府県	埼玉県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。	
26年	168	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたって県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。 国への協議を廃止することによって保安林解除手続きをより速やかにを行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。 ※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。 ※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。	6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	194	土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務) しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が短くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	229	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業者手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	245	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	819	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号までの指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあっては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあっては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議が必要な案件にあっては、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあっても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとするれば、同意基準の内容充実で対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を含めると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	964	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づき「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあつては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。前記以外の4号以下の保安林解除にあつては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあつても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。	[再掲] 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (三)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	193	土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第2条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の都道府県知事(自治事務)となっている。また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。また、現行でも県經由の県、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を迅速な実施することは可能である。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。	
26年	198	土地利用(農地除く)	都道府県	奈良県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。	【制度改正の経緯】 ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約280日一知事権限(H25実績平均)約80日 ・解除の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約1年一知事権限(H25実績平均)約6ヶ月 ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間: 大臣権限(H25実績平均)約280日一知事権限(H25実績平均)約80日 【制度改正に伴う問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行って、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	206	土地利用(農地除く)	都道府県	青森県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	(1)現状 重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 (2)支障事例 ・指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 <手続きの流れ> 申請(知事)→進否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事) →決定告示(大臣) (3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即ち、都道府県知事に移譲していただきたい。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	333	土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。 ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地域振興対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公海上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。 ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地帯りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すこととなる。	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	809	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。 【制度改正の必要性】 【支障事例】 【改正による効果】 このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。 地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があると考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事に重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (イ)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があると常に、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を行うことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
26年	37	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第6条第5項	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した数値を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (イ)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意をしない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。
26年	301	土地利用(農地除く)	都道府県	福島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法6条5項	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣への協議、同意の廃止	「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。	【根拠条文】 森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の間の伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。 【提案事項・支障事例】 「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議、同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。 事前協議における調整期間がおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。	【再掲】 4【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (イ)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意をしない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。
26年	889	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等 地域産業資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	地域産業資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域産業資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域産業資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。) 中小企業経営支援対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域産業資源活用新事業展開支援事業費補助金 農工商等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共創) (イ)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ロ)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられる。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	6【農林水産省】 (13)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び国土交通省共創) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。